



◆四十二番（福田たえ美 議員） 質問通告に従い、順次質問をさせていただきます。

### 特別支援学級の整備について

まず初めに、特別支援学級の整備について伺います。

昨年四月に、多聞小学校、船橋小学校、世田谷中学校に固定の自閉症・情緒障害学級の開設に大きくかじを切ったことを評価いたします。ところが、特別支援学級等整備計画では、令和四年四月に世田谷地域の旭小学校、令和六年四月に北沢地域の池之上小学校の開設予定となっております。既存の多聞小学校と同じ北沢地域と隣接する世田谷地域であります。知的障害学級においても同様ですが、ニーズに応えるためには、受皿を早急に用意することも必要であります。地域偏在の解消にどう取り組むのでしょうか。

世田谷区立小中学校特別支援学級等整備計画の一部改定案では、特別支援学級等の整備の方針として、従前の学校の建て替え、大規模改修に合わせた新設から、これらの日程に左右されず、特別支援学級の増設のみを目的とした整備を進めていくことが明記されていますが、計画では既存の手法での整備としかうかがえません。特に小学校の特別支援学級の計画を検討する場合、体力の違いが顕著な低学年の児童と高学年の児童では、通学距離と通学時間が与える影響が大きく異なります。通学時の保護者の付添い、障害特性による通学の困難さが地域偏在による遠方への通学を断念せざるを得ない児童が存在します。このような児童たちが安心して学べる場を得られず、不登校になっていくケースも見受けられています。地域偏在が教育条件の不利になると考えられます。安心して学べる環境で学びたいとの児童生徒の心に応えるためにも、特別支援学級の整備においては、アクセスの課題改善や地域偏在の解消に向けて、既存の手法にとらわれず、一層教育政策部と教育総務部が連携を取り、確実な整備に取り組むべきと考えます。区の見解をお聞かせください。

### 学習障害児童生徒への学習支援について

次に、学習障害の児童への通常学級での学習支援について伺います。

私が議員になって最初の御相談が通常学級における発達支援の教育でした。インクルーシブ教育の重要性を何度となく議会で取り上げてまいりました。現在では、全小中学校に発達障害児童生徒のための特別支援教育「すまいるルーム」が整備され、保護者の通学の付添いに左右されない支援体制が構築されました。すまいるルームでの週一時間から八時間の指導では十分でない児童生徒たちへの支援の必要性が浮き彫りとなり、自閉症・情緒障害特別支援学級が開設されました。

ところが、発達障害の学習障害、注意欠落多動性障害においては、程度に関係なく通級での指導となります。学習障害については、学校での読み書き、算数といった学習のメイン部分での困難に直面し、程度も様々であります。学習指導と合理的配慮の二面からの支援が重要になります。学習指導は小学校低学年の段階で早期に対応することで、その後の学習面に大きく差が生じてきます。



近年、多くの研究者により、科学的な根拠に基づく効果が検証された検査方法と支援法が開発されています。東京都の読み書きアセスメントや通常の学級における個別指導では、読み書きのつまづきを早期に発見するためのテスト方法が示されており、対応するための科学的根拠を持った音読指導アプリも開発されています。京都府長岡京市では、合理的配慮との観点から、文字の読み書きが苦手な学習障害の児童の理解を支える道具としてタブレット端末を活用し、テストでの利用も認めています。指導以外にタブレットを有効活用し、必要な支援を受けられるよう効果的な学習を取り込むことも必要です。

ここで、三点質問いたします。

一点目に、学習障害における通級での支援の状況について伺います。

二点目に、児童生徒の状況を的確に把握することが適切な指導につながる重要な鍵であります。アセスメントのさらなる向上について区の見解を伺います。

三点目に、科学的根拠に基づいた指導並びに合理的配慮をしたタブレットの有効活用について区の見解を伺います。

### 子どもの人権を守る体制について

次に、子どもの人権を守る体制について伺います。

離婚し、父親と離れて暮らす子どもが精神的苦痛により情緒不安定な行動が出るようになり、その療養として父親と定期的に面会交流を行った結果、普通の状態に戻っていったという事例がありました。子どもの視点に立ったとき、母性と父性が健全育成には必要ということが分かります。平成二十四年四月一日施行の民法等の一部を改正する法律により、同法第七百六十六条に離婚後の父母と子が面会交流する権利が規定されました。面会交流の取決めに関しては、離婚時に感情的になっていたりすると父母間で争いに発展しやすく、行政など第三者によるサポートが重要であります。区は第三者機関として東京都の面会交流支援事業を紹介していますが、所得制限などがあり、誰もが安心して相談ができる機会が喪失されています。

子どもの視点で面会交流支援事業を行う自治体が増えてきています。兵庫県明石市は、利用料は無料で、面会交流の日程調整、子どもの引き合わせにスタッフの同行など、子どもが安心して交流ができる配慮がなされています。二十三区では、文京区、港区においても、子どもの視点から面会交流支援事業をスタートしました。

離婚後の親の支援を行うことが子どもの人権を守ることとなります。我が党が子どもの人権を守るため、開設を訴え続けた子どもの人権擁護機関「せたがやホッと子どもサポート」並びに児童相談所は、子どもたちが唯一行政とつながる大切な機関でもあります。

ここで、二点質問いたします。

一点目に、子どもは自分の置かれた立場をうまく伝える難しさがあります。子どもの人権擁護機関であるせたホッとへの相談から親との交流などにつなげる体制について伺います。



二点目に、子ども・子育て応援都市宣言を行っている本区において、離婚後も子どもたちが安心して面会交流を行えるよう、区として交流費用と人的支援に取り組むこととともに、周知の工夫をすべきと考えます。区の見解を伺います。

### ひとり親家庭への支援について

最後に、別居中、離婚前のひとり親家庭への支援について伺います。

様々な理由で別居をし、なかなか進まない離婚手続の中で、必死に仕事をし、子どもを育てている低所得の実質ひとり親世帯の方がコロナ禍でさらなる窮地に追いやられている実態があります。厚生労働省の調査によると、母子世帯の平均年収は約二百万円、四割以上の人が正規職員以外のパート、アルバイト等の就労形態であり、コロナ禍で就業状況が不安定となっています。別居中、離婚調停中などのひとり親家庭は、離婚成立後のひとり親家庭と比較をして公的支援に制限があり、一層困窮の度合いが増していきます。

条件によっては、申請により受給が可能となるのが児童手当や児童扶養手当などです。児童手当については、申請をすることで年間十二万円から十八万円が支給されます。ところが、最大で年間五十一万円近く支給される児童扶養手当に関しては、離婚調停中などのケースに当てはまる父または母から一年以上遺棄されている児童という条件に関しては、自治体が支給要件の判断に苦慮し、受給の大きな壁になっています。

二〇二一年十二月二十一日、地方分権改革に関する閣議決定をされた方針に、児童扶養手当の受給資格要件の明確化が示されました。離婚調停中でも受給可能に制度を見直す方向性が示され、令和三年度中に通知予定となっています。今まで支給対象外のひとり親家庭も、法改正により対象となる御家庭にも公的支援が届くよう、周知に余念なく進めていただきたいと思います。

ここで、二点質問いたします。

別居中、離婚前の御家庭について、一点目に、コロナ禍における相談状況と区の支援について伺います。

二点目に、今回の法改正により、新たに支給対象となる御家庭にも情報が行き届くよう、十分な周知が必要です。国のパンフレットも参考に、関連情報へのアクセスを向上させて、リーフレットの作成やぶらっとホームなど、関係機関やアプリなどを活用した情報提供に最大の工夫を行うべきです。区の見解を伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。(拍手)

◎粟井 教育政策部長 私からは、大きく四点御答弁申し上げます。

### 特別支援学級の整備について

初めに、特別支援学級の整備について、通学しやすい場所の整備や地域偏在の解消についてお答え申し上げます。



就学相談の件数が年々増加しており、特別な支援を要する児童生徒が増えている中において、特別支援学級の増設、地域偏在の解消は喫緊の課題であると認識しております。特に自閉症・情緒障害特別支援学級につきましては、現在設置校が三校であるため、お住まいの地域によっては通学に負担が生じていることも課題として捉えております。特別支援学級に入級する児童生徒の特殊性を考慮すると、徒歩圏あるいは公共交通機関の利用による通学が望ましいことから、特別支援学級の整備に当たっては、交通の利便性等も踏まえ、設置校の数を増やしていく必要があると考えております。児童生徒数の増加や小学校三十五人学級に向けた整備などにより、特別支援学級の教室の確保の面では課題がございますが、学校の改修や、改築の機会や、既存校舎の有効活用などの従来の手法にとられることなく、柔軟な発想の下、様々な手法により、地域偏在の解消に向けて整備に取り組んでまいります。そのためにも、まずはソフト、ハードの両側面から、各学校の状況と整備の可能性を丁寧に確認してまいります。

### 学習障害児童生徒への支援等について

次に、学習障害における通級での支援状況についてお答え申し上げます。

学習障害のある児童生徒は、基本的には全般的な知的発達に遅れはないものの、読み書き、計算などで著しい困難を示す状態があり、個々の障害の状態に応じた配慮が必要な場合や特別支援教室などにおいて特別な指導が必要になる場合がございます。特別支援教室では、音読が苦手、書くことが苦手、計算が苦手といった児童生徒一人一人の状態を踏まえ、自分に合った学習方法を習得し、その方法を取り入れて、通常の学級での学習を円滑にできるようにするための指導を行っております。

次に、アセスメントの向上についてお答え申し上げます。

学習障害は、障害そのものの社会的認知が十分ではなく、また、一部の能力の取得と使用のみに困難を示すものであるため、単に学習が遅れている、あるいは本人の努力不足によるものとみなされてしまうなど、見過ごされやすい状況があります。学習障害におきましては、早期から支援につなげていくことが効果的であることから、教職員がその特性を理解し、個々の状態に応じた適切な指導や必要な支援につなげていくことが重要となります。そのためにも教員一人一人の学習障害に対する理解促進に向けた研修の実施や、児童生徒の特性を把握するためのチェックリストの有効な活用などにより、教職員の専門性とアセスメント力の向上を図り、早期に適切な指導や必要な支援につなげていけるよう取り組んでまいります。

最後になります。学習障害における科学的根拠に基づいた指導及びタブレットの活用についてお答え申し上げます。

学習障害につきましては、困難の程度や度合いは児童生徒によって様々であることから、個々の状態に応じた適切な指導や支援を行っていくことが重要となります。そのため、より効果的な指導や支援を行うためには、医師等の専門的な意見を踏まえた科学的根拠に基



づく指導や、タブレット型情報端末や学習支援アプリなどを活用した多様な支援などにより、各学校における指導内容や支援方法の充実を図っていく必要があります。教育委員会といたしましても、各学校や東京都、他自治体における先進的な取組やICTを活用した授業事例等の情報を収集、データベース化し、各学校との共有を図り、学習障害の児童生徒の状態に合った指導や支援の充実に取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

◎柳澤 子ども・若者部長 私からは、子どもの人権を守る体制について、二点御答弁申し上げます。

### 子どもの人権を守る体制について

まず、せたホッととの相談体制です。

せたホットには、いじめなどの学校生活に関する相談や家庭、家族に関する相談など、様々な相談が寄せられております。こうした相談の約六割が子ども本人からの相談で、相談の中には、両親の関係悪化に伴い、不安や悩みを抱え、誰にも相談できずにせたホットに気持ちを打ち明けるといったケースもございます。せたホットでは、こうした子どもたちの声に、子どもの人権擁護委員のほか、社会福祉士や心理士などの資格を有する相談・調査専門員が丁寧に耳を傾け、子どもの気持ちに寄り添いながら、必要に応じて子ども家庭支援センターや児童相談所へつなぐなど、関係機関と連携を取りながら、子どもの最善の利益のために支援を行っております。

次に、面会交流支援、その周知方法の工夫について御答弁申し上げます。

面会交流は子どもの生育のためにも必要不可欠であり、離れて暮らす親にとっても子どもを支えたいという思いを持ち続けることにつながることから、重要であると認識しております。面会交流が適切に実施されるには、まずは取決めが重要であるため、区のホームページなどにて御案内しております。

また、昨年四月より、離婚届出書配布等のタイミングを活用し、国が作成した養育費や面会交流の取決めに関する手引と区のひとり親家庭支援の紹介冊子を一緒にお渡しすることで、早期の情報提供を行い、相談支援につなげていくなど、戸籍窓口等と子ども家庭支援センターとの連携を強化し、支援につながる仕組みの充実を図っています。様々な要因から、当事者間で面会交流を実施することが難しい場合には、第三者による面会交流支援が有効であると考えております。

区では、相談内容に応じて、東京都ひとり親家庭支援センターはあとをはじめ、法律相談やその他ニーズに合った支援事業を紹介しております。しかし、はあとの面会交流支援には所得制限があり、その要件を超えた場合には必要な支援が届かないという課題もあると認識しております。そのような課題認識も踏まえ、面会交流が適切に行われ、子どもの健やかな成長につながっていくよう、国の動きも注視し、区としての必要な支援や効果的



な周知方法について検討してまいります。

以上でございます。

◎山本 玉川総合支所保健福祉センター所長 私からは、別居中、離婚前のひとり親家庭への支援について、二点御答弁申し上げます。

### ひとり親家庭への支援等について

まず、相談状況と支援の状況についてです。

総合支所子ども家庭支援課では、ひとり親の御家庭からの様々な御相談をお受けしており、児童に関する手当、経済的な自立を目的とした貸付けや給付金の支給、住宅に関する情報提供といった支援などを行っております。離婚に関しても様々な御相談を受けている中で、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響による家庭環境の変化や経済的な困窮なども一つの要因となった御相談も受けております。離婚に際しての問題整理や別居中や離婚前での住まいや経済的な不安を相談されている現状がございます。

しかしながら、ひとり親の御家庭への手当や貸付けなどの支援については、離婚が成立する前では、支給要件等で実際に提供できる支援に限りがある状況です。そのため、離婚前での御相談の際には、離婚後、早急に各手続の申請などができるよう、ひとり親として受けることができるサービスが記載されたリーフレットをお渡しするなど、事前に御案内をさせていただいております。

また、家庭相談員による家庭相談では、離婚成立前の別居中の生活費や離婚後の養育費などに関する情報提供や助言を行っております。経済的な困窮の御相談の際には、必要に応じて生活保護やぷらっとホーム世田谷、男女共同参画センターらぶらすの働き方サポート相談などへおつなぎするなど、関係機関と連携しながら支援を行っております。

次に、法改正等の周知に関してです。

国では、児童扶養手当における支給要件の児童扶養手当の遺棄の認定基準についての一部改正が予定されております。法や制度などの改正が行われるに当たっては、議員お話しの中のパンフレットも参考に、関係所管と連携して、リーフレットやアプリなどのツールを活用し、改正に関する情報を分かりやすく区民にお知らせしてまいります。また、ぷらっとホーム世田谷などの関係機関にも情報提供を行い、丁寧な周知に努めてまいります。窓口等で御相談をお受けした際には、職員が改正の内容をしっかりと熟知した上で御案内を漏れなくし、適切な支援につなげられるように努めてまいります。

私からは以上です。

◆四十二番（福田たえ美 議員） ただいま御答弁いただきましたが、まず、地域偏在ですけれども、特別支援学級の地域偏在に関しましては、ハードの問題がたくさんあることは十分承知しておりますが、やはりそこを一步、脱却していけるよう現場をしっかりと確認



して進めていただきたいと思います。

そして、面会交流に関してですけれども、子どもさんの人生に関わる重要な時期に親子の交流ができるかというところの支援は重要だと思いますので、ぜひとも区としても御支援していただけるように、前向きに検討していただきたいと思います。

以上で私からの質問を終わります。